

平成23年

# 上砂川町議会議録

第2回 定例会

上砂川町議会

## 平成23年上砂川町議会（第2回定例会）会議録目次

### 第 1 号（6月15日）

議事日程	5
会議録署名議員	5
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員指名について	6
会期決定について	6
諸般の報告	6
総務文教常任委員長 川上三男の報告	6
厚生建設常任委員長 高橋成和の報告	6
高橋成和の第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告	7
高橋成和の空知中部広域連合議会第1回臨時会結果報告	7
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第1回臨時会結果報告	7
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会結果報告	7
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会結果報告	7
副町長の（株）上砂川振興公社平成22年度決算並びに平成23年度事業計画報告	8
例月出納検査結果報告（3・4・5月分）	11
町長行政報告	11
教育長教育行政報告	13
報告第1号 専決処分報告について「平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）」 （承認）	14
報告第2号 繰越明許費の報告について「平成22年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」 （承認）	16
議案第30号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について	17
議案第31号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）	18
休会について	20
散会の宣告	21

### 第 2 号（6月17日）

議事日程	23
会議録署名議員	23
開議の宣告	23
会議録署名議員指名について	23
一般質問	23
齋藤勝男	23
消防長 川下清	24

水谷寿彦	25
教育次長 永井孝一	27
福祉課長 山本丈夫	28
議案第30号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	29
議案第31号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）（原案可決）	29
調査第2号 所管事務調査について（許可）	30
派遣第2号 議員派遣承認について（承認）	30
追加日程について	30
意見書案第5号 原発からの撤退、安全最優先と自然エネルギーへの転換を求める意見書（原案可決）	31
意見書案第6号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書（原案可決）	32
意見書案第7号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（原案可決）	33
意見書案第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書（原案可決）	35
意見書案第9号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書（原案可決）	35
閉会の宣告	36
出席議員	38
説明のため出席した者	39
事務局職員出席者	39

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 3 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 1 5 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会  
午前 1 1 時 2 6 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について  
6 月 1 5 日～6 月 1 7 日  
3 日間
- 第 3 諸般の報告
  - 1) 議会政務報告
  - 2) 閉会中における常任委員会所管事務調査結果報告  
総務文教常任委員会（川上委員長）  
厚生建設常任委員会（高橋委員長）
  - 3) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告（高橋議員）
  - 4) 空知中部広域連合議会第 1 回臨時会結果報告（高橋議員）
  - 5) 第 1 回中空知広域市町村圏組合議会臨時会結果報告（副議長）
  - 6) 石狩川流域下水道組合議会第 1 回臨時会結果報告（議長）
  - 7) 第 1 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会結果報告（議長）
  - 8) (株) 上砂川振興公社平成 2 2 年度決算並びに平成 2 3 年度事業計画報告（副町長）
  - 9) 例月出納検査結果報告（3・4・5 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告

- 第 6 報告第 1 号 専決処分報告について「平成 2 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 7 号）」
- 第 7 報告第 2 号 繰越明許費の報告について「平成 2 2 年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」
- 第 8 議案第 3 0 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）  
※ 議案第 3 0 号～第 3 1 号は、提案理由・内容説明までとする。

---

○会議録署名議員

5 番	高	橋	成	和
6 番	大	内	兆	春

---

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は、柳川議員から欠席の届け出がありますので、8 名であります。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 23 年第 2 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

---

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、5番、高橋議員、6番、大内議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの3日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月17日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

---

◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

議政報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付していただいておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、閉会中における常任委員会の所管事務調査結果について各常任委員長から報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会、川上委員長。

○総務文教常任委員長（川上三男） それでは、総務文教常任委員会所管の事務調査結果を報告します。

調査期間は、平成23年5月10日、1日間です。

調査項目は、学校施設の耐震化及び大規模改修事業の状況についてであります。

調査委員は委員全員で、説明員は勝又教育長、

永井教育次長、戸田学務係長であります。

調査内容は、上砂川中学校耐震化事業及び大規模改修事業、中央小学校屋内体育館耐震化事業後の状況について、現地にて調査をいたしました。

調査結果は、上砂川中学校の耐震化及び大規模改修工事と中央小学校屋内体育館の耐震化工事について、資料をもとに工事内容の概要説明を受け、工事にかかわる校舎や屋内体育などの調査を行いました。工事の目的は、地震による被害を最小限にとめ、なおかつ老朽化した校舎などを改修し、児童生徒への学習環境を整備するとともに、災害時には住民の避難所として安心、安全な施設として活用できるようにしたものです。

結果として、災害時には十分耐え得る施設となっており、住民の避難場所として安心して使用でき、児童生徒の教育施策としても適切に工事が行われていることを確認し、今後は児童生徒の学力向上に期待するものであります。

以上で報告といたします。

○議長（堀内哲夫） 次、厚生建設常任委員会、高橋委員長。

○厚生建設常任委員長（高橋成和） 厚生建設常任委員会所管事務調査報告について。

標記の件について、調査した結果を次のとおりご報告いたします。

最初に、調査期間でございますが、平成23年5月10日火曜日、1日間でございます。

調査項目につきましては、特別養護老人ホームはるにれ荘の施設整備状況について。

調査委員でございますが、厚生建設常任委員会、柳川委員を除く全員でございます。

次に、説明員でございますが、清野施設長と長谷川主幹からご説明をいただきました。

調査内容ですが、施設の利用状況及び施設内部、介護備品の整備状況の調査。

調査結果といたしまして、清野施設長及び担当者から、資料をもとにはるにれ荘の施設の概要と利用状況の説明を受けた後、デイサービスセンタ

一及び地域包括支援センターも含め調査を行いました。はるにれ荘につきましては、昭和56年に建設された施設であり、平成12年に内部の大規模改修を行っているため、今のところ施設内部については破損箇所も少なく、問題はないように感じました。また、今年度も更新を行っている車いす、歩行補助器につきましては、使用頻度が多いことと破損すると部品が高額であり、毎年更新が必要だということを認識することができました。

町内の方々から介護備品については寄附等もあるようですが、今後も入所者のニーズにこたえるために施設整備の充実を目指すことが望ましいと確認し、調査を終えました。

以上で報告を終わります。

**○議長（堀内哲夫）** 次、第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告と空知中部広域連合議会第1回臨時会結果報告について報告を求めます。高橋議員。

**○5番（高橋成和）** 砂川地区保健衛生組合議会について。

標記の件につき、平成23年第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、平成23年5月20日金曜日午前10時30分。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室です。

議件につきましては、選挙第1号 議長の選挙について、選挙第2号 副議長の選挙について、選挙第3号 組合長の選挙について、議案第1号 副組合長の選任につき同意を求めることについて、議案第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

結果でございますが、慎重審議の結果、議長に砂川市議会、東議長、副議長に奈井江町議会、森岡議員、組合長に砂川市、善岡市長、副組合長に砂川市、角丸副市長、監査委員に私をそれぞれ選任し、全会一致で可決されました。

以上でございます。

続きまして、空知中部広域連合議会について。

日時につきましては、平成23年5月23日月曜日午後1時30分から。

場所につきましては、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室でございます。

議件につきましては、選挙第1号 議長の選挙について、選挙第2号 副議長の選挙について、議案第2号 監査委員の選任について、認定第1号 平成22年度空知中部広域連合老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第1号 平成23年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第1号）。

結果といたしまして、慎重審議の結果、議長に本町の堀内議長、副議長に浦臼町議会、阿部議長、監査委員に歌志内市議会、原田議員がそれぞれ選任されたほか、全会一致で可決されました。

以上でご報告を終わります。

**○議長（堀内哲夫）** 次、第1回中空知広域市町村圏組合議会臨時会結果報告について報告を求めます。水谷副議長。

**○副議長（水谷寿彦）** ご報告いたします。

平成23年第1回中空知広域市町村圏組合議会臨時会が去る平成23年5月31日午前10時半より滝川市総合福祉センター講堂にて開催されました。

議件につきましては、選挙第1号 議長の選挙について、選挙第2号 副議長の選挙について、議案第1号 監査委員の選任について。

結果であります。慎重審議の結果、中空知広域市町村圏組合議長には赤平市議会、獅畑議長、副議長には新十津川町議会、長谷川議長、監査委員には歌志内市議会、山崎議長をそれぞれ選任し、全会一致、原案のとおり可決されました。

詳しい資料につきましては事務局に保管してありますので、ご参照願います

以上です。

**○議長（堀内哲夫）** 次、石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会結果報告と第1回中・北空知廃

棄物処理広域連合議会臨時会結果報告については、私から報告いたします。

初めに、石狩川流域下水道組合議会について。

標記の件につき、平成23年石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、5月30日午前11時半より。

場所につきましては、滝川市総合福祉センター4階講堂。

議件でございます。選挙第1号 議長の選挙について、選挙第2号 副議長の選挙について、選挙第3号 組合長の選挙について、議案第1号 副組合長の選任について、議案第2号 監査委員の選任について。

結果でございますけれども、慎重審議の結果、議長に奈井江町議会、堀議長、副議長に赤平市議会、獅畑議長、組合長に滝川市、前田市長、副組合長に滝川市、吉井副市長、監査委員に砂川市議会、東議長を選任し、全会一致で可決いたしました。

次に、中・北空知廃棄物処理広域連合議会について報告いたします。

標記の件につき、平成23年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会が下記のとおり開催されましたので、報告いたします。

日時でございます。5月31日午後1時半より。

場所につきましては、滝川市総合福祉センター講堂。

議件でございます。選挙第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長の選挙について、議案第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合監査委員の選任について、報告第1号 平成22年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算繰越明許費の繰越しについて。

結果、慎重審議の結果、議長に滝川市議会、水口議長、監査委員に砂川市議会、東議長がそれぞれ選任され、その他全会一致で可決いたしました。

以上でございます

次、株式会社上砂川振興公社の平成22年度営業報告、決算報告並びに平成23年度事業計画報告について。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、株式会社上砂川振興公社の経営状況等につきましてご報告を申し上げます。

お手元に振興公社の平成22年度営業報告書、決算報告並びに平成23年度事業計画書を配付してございますので、ご参照願いたいと存じます。

1ページ、1番、決算の概要をごらん願います。株式会社振興公社は、平成19年度に上砂川町より施設並びに周辺の土地を購入して上砂川岳温泉パンケの湯の独自運営に入り、5年目を迎えており、隣接するパークゴルフ場などの町有財産との一体的かつ効率的活用を図る中、健康の里づくりプロジェクト事業を中心に、無料送迎バスの運行並びに各種健康づくりイベントの開催のほか、法要の実施を含めた法要宴会誘致や雇用再生特別対策推進事業、我が町PR大使を中心に、新規プランの企画など多岐にわたる営業展開により、独立採算の基本理念のもとに温泉経営に努めてまいりました。

長引く経済不況や原油価格の高騰による国内景気の冷え込み、また去る3月11日に発生いたしました東日本大震災による旅行控え等の影響を受け、宿泊及び宴会など一段と厳しい運営を強いられております。平成22年度の利用収益でございますが、日帰り入館者数は新源泉への切りかえにより前年度を上回ったところでありますが、経済不況の影響によりパンケの日や火曜割引デーに入館者が集中したことにより、客単価については減少となったところです。

詳細な内容についてご説明申し上げます。1ページ下段から2ページ上段に記載の収入区分別売上高21年度比較のとおり、利用収益では対前年度2.6%、279万1,000円増の1億1,191万1,000円となり、これに町助成金2,771万4,000円、内訳いたしましては入浴料助成1,333万3,000円、入湯税

分514万円、国民休養地等管理委託分438万4,000円、ふるさと雇用再生特別事業分485万7,000円と雑収入37万5,000円を加え、1億4,000万円が平成22年度の事業収益総額となりました。

2ページ中段の(2)をご参照ください。先ほど申し上げましたとおり、入り込み客数の状況は、新源泉切りかえの効果により日帰り入館客数は前年度対比2.7%、2,656人増の10万1,794人、宿泊客数は前年度対比5.0%、286人増の5,974人で、温泉施設の利用客は全体で対前年度比2.8%の10万7,768人となったところであります。

2ページ上段の事業実施に係る経費の主な内訳をご参照願います。支出にありましては、自助努力として引き続き人件費の抑制を継続いたしました。我が町PR大使通年分の人件費等により前年度対比1.9%、87万9,000円増の4,733万1,000円となり、人件費を除く管理経費のうち、燃料費につきましては原油価格の高騰などにより対前年度比23.8%、248万2,000円増の1,292万4,000円、光熱費では0.5%、8万5,000円増の1,583万円、建築後13年の経過による老朽化のため、各機器、ろ過器等の補修により修繕費では対前年比12.9%、56万5,000円減ではありますが、382万2,000円と多額の経費を要したところであります。支出総額は1億3,857万9,000円となり、差し引き142万1,000円の経常利益から法人税31万5,000円を差し引いた110万6,000円が当期純利益となり、この純利益を繰り越し損益に充当いたしまして、当年度末での繰り越し利益余剰金は、マイナスではございますが、7,417万9,000円になったところであります。

なお、各実施事業の状況につきましては2ページ下段から4ページ下段までにまとめておりますが、一昨年に配置いたしましたふるさと雇用再生特別事業、我が町PR大使の平成22年度の営業実績は、(3)に記載のとおり541万円の受注を得ております。また、法要宴会にありましては、4ページの中ほどに記載のとおり27件で282万8,000

円の売り上げとなっております。大きな効果をもたらしているところでございます。その他の事業につきましては、後ほどごらんいただきたいと存じます。

また、5ページには庶務報告、本年3月31日現在の会社の概要を記載しておりますが、公社の発行済み株式は3番、資本金の履歴に記載のとおり、平成18年度末に町より温泉施設等の取得に合わせ、現在の資本金は9,299株、4億6,495万円となり、11番、株主名簿に記載のとおり株式の100%を町が所有しているところでございます。

次に、6ページであります。施設の利用状況を記載した資料を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

7ページに貸借対照表を記載しておりますが、この表は振興公社の年度末における資産と負債の項目を記載しておりますが、資産と負債の額はそれぞれ4億683万1,202円となるもので、流動資産等各項目の詳細につきましては8ページに貸借対照表明細書を添付してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

9ページ、損益計算書でございます。公社全体の損益につきましては、先ほど全体の収支について述べさせていただきましたが、損益計算書のとおり税引き前当期純利益金額は142万1,677円となり、これから法人町民税、道民税31万5,000円を差し引いた110万6,677円が当期純利益金額となります。

1ページ飛びまして11ページ、株主資本等変動計算書に記載のとおり、この純利益を前年度までの繰越損益7,528万6,358円に充当いたしまして、当期末現在の繰越損益が7,417万9,681円の累積赤字となるものでございます。

10ページに戻りますが、販売費及び一般管理費につきましては、9ページ、損益計算書中段の販売費及び一般管理費の詳細でございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、平成23年度の事業計画についてご

説明いたします。13ページをごらん願います。初めに、1番、基本方針であります。本年度も引き続き無料送迎バスの運行や各種健康づくりイベントの開催などを中心とした健康の里づくりプロジェクト事業を加えた営業展開を中心としながら、長引く経済不況や東日本大震災の影響を考慮しつつ、ふるさと雇用再生特別対策推進事業、我が町PR大使でございますが、これを中心とした営業活動により日帰り客数、宿泊客数の確保や宴会、売店販売におきましても前年度並みの収入確保を前提として、新規プランの創出などにより健全な温泉経営に努めるものでございます。昨年度の入込み客数は前年度対比2.8%、2,942人の増となりましたが、収益では安価日の集中により客単価の減少となっており、近隣市町村施設との競合などから、なお一層厳しい経営環境になるものと認識しておりますが、年間利用客数を10万7,000人と見込み、利用収益を前年度決算対比0.7%、73万9,000円増の1億1,265万円を目標に掲げ、営業努力をいたします。

また、支出にありましては、原油価格の高騰や電気料金の値上げが今後予想され、営業経費の負担が大きくなりますことから、人件費の抑制の継続や燃料納入業者との見積もり合わせのほか、仕入れ原価抑制並びに各管理経費の節減等の自助努力を行うとともに、効率的な運営を見据えた社内体制の維持により利用者ニーズにこたえられる社員の意識改革を進め、各種サービスの工夫や新規プランの創設に努め、顧客の確保に取り組んでまいります。

次に、2番、部門別事業計画であります。事業展開の重点目標といたしまして、日帰り部門にありましては毎週火曜日、入館割引デーの年間継続設定や優待つき回数券の販売による集客方策の展開、継続実施しております足若の会開催に連動した無料送迎バスの運行による効率化、祝日、祭日に合わせた露店あるいはイベント等を開催するとともに、ホームページなどのインターネットに

よるPR媒体を利用した宣伝活動を積極的に実施し、集客向上を図ってまいります。

宿泊部門にありましては、訪問販売等を行う営業サラリーマンや工事関係者の中長期宿泊確保のほか、インターネットで直接予約できる宿泊予約検索媒体や夏休み、冬休みの子供を中心とした家族連れプラン、さらに毎月2日、メンズデー、12日をレディースデー、22日を夫婦の日と設定したプランなどグループ向けプランの継続実施や旧ロッジ、町内スポーツ施設を利用した大学生等の合宿誘致活動、町職員の協力を得ながら官公庁、各種団体へのPRと誘客に努めてまいります。また、近隣市町の振興公社とのタイアップ事業の創設検討及び各種事業と連携協力を図りまして誘客に努めてまいります。

レストラン、宴会部門にありましては、季節感のあるメニューの創造、創出を、またイベントに合わせた料理や月間ごとの新規メニュー等の販売を継続して促進するとともに、宴会誘致対策として町内外事業所、各種団体等の訪問のほか、法要ゼンの集客を図るためPRを強化してまいります。また、運動会デリバリーの実施はもとより、自宅での宴会デリバリーの実施を継続して行い、原材料価格の高騰による影響を抑えながら、仕入れ価格の見直しを行い、食味を落とさず経費の軽減を図ってまいります。

売店部門につきましては、各商品の販売状況を的確に把握し、顧客ニーズに沿った商品選択を行うことにより販売促進を図るとともに、新商品の販売に努めつつ、仕入れ価格の見直しにより経費の削減を進め、特設ワゴンでの廉価販売などを行い、売り上げ向上に努めてまいります。また、町内業者との協力、連携による特産品、加工商品などの販売については、継続して実施してまいります。

次に、14ページ、3番の事業予算でございます。収入を1億4,065万円、支出を1億4,025万円とし、差し引き40万円とする予算でございますが、詳細

につきましては、1ページ飛びまして16ページの収支計画明細書によりご説明いたします。収入でございますが、利用収益につきましては入館料2,579万円、町民無料券471万円、宿泊料2,300万円、以下手数料までの合計で1億1,265万円を見込み、営業外収益であります。入館料助成分等の町補助金2,800万円を含め、1億4,065万円としたところでございます。次に、費用でございますが、人件費と福利厚生費で5,233万7,000円のほか、燃料費1,528万円、光熱水費1,580万円、仕入れ2,620万円等の管理経費を見込み、合計で1億4,025万円とし、差し引き40万円の経常利益を確保する収支予算としております。

なお、15ページには、ただいまご説明いたしました内容について損益計算書としてまとめてございますので、後ほどごらん願いたいと存じます。

以上、振興公社の事業計画、収支計画であります。振興公社にあっては昨年引き続き極めて厳しい経営環境にありますことから、健康の里づくり事業の推進を含め、町からのさらなる協力と指導を受け、健全経営がなされるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の3、4、5月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第4、町長の行政報告を行います。町長。

○町長（貝田喜雄） それでは、町長行政報告をいたします。

今回報告いたします平成23年第1回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議

につきましてはお手元に配付の報告書のとおりであります。その他3点について報告いたします。

1点目といたしまして、上砂川ふるさと会の設立についてご報告いたします。お手元に配付しております資料ナンバー1をご参照願います。上砂川会につきましては、前身の札幌上砂川会が閉山前の昭和61年3月に500名を超える会員で設立し、設立当初は上砂川岳温泉ツアーや芝桜フェスティバルへの参加、総会の開催など活発に活動を行ってまいりましたが、平成5年度の総会を最後に活動を休止したところであり、平成17年度に三上元町長を会長として再開いたしました。事務局や会員の高齢化等の理由により、平成20年度をもって札幌会は解散したところであります。東京上砂川会につきましては、当初設立する予定でありましたが、当時三井の関係者による東京上砂川会がありましたので、この会の総会に出席し、企業誘致情報の提供等をお願いしてきておりましたが、平成8年度以降休止状態となり、任意団体の苫小牧上砂川会、砂川市上砂川友の会、江別上砂川会につきましても休止状態となっており、現在本町には上砂川会がないというような状況になっております。

本町におきましては、石炭産業なき後の基幹産業の構築を図るべく、積極的に企業誘致活動を展開し、最大で31社、700名近い雇用を創出いたしました。景気の低迷により撤退が相次ぎ、現在では12社で390名余りまで減少している状況でありまして、企業誘致による雇用の場の確保が急務となっております。このような状況にあることから、町といたしましては企業情報の収集を図り、企業誘致活動を推進するため上砂川会を設立すべく、本年1月から会員の募集を募るなど準備を進めており、5月末現在でございますが、札幌会が40名、東京会で56名の申し込みがあったところであります。上砂川町を設立するに当たりましては、札幌会を先行して立ち上げまして、準備委員会を設置し、会員の意見を拝聴しながら進めてまいり

たいと考えており、設立会については上砂川町での開催を予定しているところであります。

設立後につきましては、町広報や新聞のスクラップ、イベント情報等町内の状況がわかる資料等々を送付し、あわせて返信用封筒を封入し、企業情報の収集を図るとともに、町内へのツアー等を計画するなどして情報交換を図っていきたいと考えているところであります。また、東京会につきましては、出張などで東京に出向く際に中心となります会員と意見交換を行うほか、札幌会を中心に東京会との交流が可能となるようネットワーク形成を図ってまいりたいと考えているところであります。

設立の時期につきましては10月か11月にということで、上砂川町で設立会を開催する予定とし、第3回の定例会に関係予算を提出してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目でございます。スキー場の廃止とゲレンデ植栽事業についてご報告いたします。上砂川岳国際スキー場につきましては、昭和46年のオープン以来多くの方に利用され、オープン当初は40万人を超える利用者がおりましたが、レジャーの多様化等々によりましてスキー人口が年々減少し、休止した前年の平成16年度におきましては14万人の利用にとどまり、赤字決算となったところであります。また、安全運行を行うためのリフト等の設備が老朽化し、スキー場を運営する場合にはこれらの設備等の整備が不可欠でございまして、整備には多額の費用を要することから、町といたしましては外部委託でスキー場を運営できないか民間事業者との交渉を進めてまいりましたが、交渉が調わず、平成17年度のシーズンを最後にスキー場を休止したところでございます。

スキー場につきましては現在も休止状態にありますが、休止後5年が経過したことによりましてリフト等の設備がさらに劣化いたしまして、使用できない状況にあり、あわせて北海道運輸局から

も今後の対応について見解を求められているものであります。こうした中、ここ数年ゲレンデ全体がイタドリやニセアカシアなどの雑草や雑木に覆われ、景観を損ねていたことから、昨年駐車場に隣接するゲレンデすそ部分の花壇造成に着手したところでございまして、去る5月の25日に保育園児21名と町民43名により、昨年種子を吹きつけ、植栽いたしましたルピナスの両サイドの440平米の用地にスズランやコスモスなどを植栽するスキー場ゲレンデ植栽事業を行ったところであります。この植栽事業は、ルピナス植栽部分も含め面積が約2,800平方メートルで、このたびの植栽数につきましてはスズラン280株、コスモス、ノコギリソウの黄色とピンク色がそれぞれ240株の合計1,000株を植栽したところでございまして、植栽いたしました花につきましては開花時期が異なる花ということで、5月から10月まで楽しめるようになっているところでございます。

また、今月26日でございますが、第4回のマウンテンバイク大会を花壇用地を除くゲレンデを使用し、開催する予定でございますが、昨年までの経過を踏まえまして、大会終了後もこのコースを常時開放することも検討しております。既に、ゲレンデの一部ではございますが、ただいまお話し申し上げましたとおり利活用しているという実績もありますことから、平成10年度から休止してまいりましたスキー場について休止から廃止とし、全体的活用方法を探ってまいりたいと考えるものであります。なお、廃止するに当たりましては、これまでは北海道運輸局に廃止届を提出すると直ちにリフト等の設備を撤去しなければなりませんでしたが、現在は将来的に撤去するのであればよいとのことでありますので、現在効率的な撤去方法等について検討しているところであります。また、全体的なゲレンデの利活用につきましても庁舎内で検討中ではありますが、今後におきましては町づくり町民会議等々を通しまして町民の皆さんからご意見をいただくとともに、議員各位と協議をし、

活用方法を決定し、整備していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、3点目として砂川地区広域消防組合への加入検討についてご報告いたします。本日一部マスコミ報道で、砂川地区広域消防組合臨時会で本件について報告された旨掲載されたところでございますが、砂川地区広域消防組合加入に係る協議につきましては、平成22年代4回の定例会の議会運営委員会におきまして協議経過の説明をさせていただいたところでありますが、平成19年12月に砂川地区広域消防組合、歌志内市消防本部、上砂川町消防本部とで勉強会を立ち上げ、現在の複雑大規模化する災害や救急業務の高度化などの消防需要に的確に対処するため、人員、装備の有効活用のほか、連携により災害対応力の強化を図ることを目的とするとともに、人口減少時代を考慮した2市3町の行財政上の効果も視野に検討することが必要であるとして、担当者による各部会を開催して事務的な協議を行ってきたところでございますが、その後2市3町の合併を考える地域づくり懇談会の開催によりまして協議が休止状態となっていたところであります。

しかしながら、本町の消防体制につきましては、町政執行方針にも述べさせていただきましたが、国、道において推進しております消防の広域化や消防救急無線のデジタル化整備に多額の費用を要することから、消防運営の効率化を図るため砂川地区広域消防組合への加入に向けた協議を再開する必要があると考え、関係市町に働きかけをいたしまして、昨年8月より再度再編に向けた話し合いが持たれ、本年4月28日に2市3町ということで砂川地区広域消防組合の構成市町でございます砂川市、奈井江町、浦臼町に歌志内市と私ども上砂川町が加わり、副市町長、主管課長による会議が開催され、平成24年4月の再編に向けて協議を進める旨の基本的な合意がなされたところであり、年内に結論を出したいとの方向性を確認されたところでございます。

今後の再編協議におきましては、火災、救急などの災害初動態勢に影響なきよう配慮しつつ、再編スケジュールや各種調整課題、将来における消防体制等のメリット、デメリットなどについて協議を進めるものとしておりまして、今後その協議結果について都度情報提供いたしまして、議員各位、町民の皆さんからご意見をお聞きしながら対応いたしまして、誤りのない結果を選択してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解をお願いいたしまして、3点について町長行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

---

#### ◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第5、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（勝又 寛） 教育行政報告を申し上げます。

平成23年第1回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、その他2点についてご報告を申し上げます。

1点目は、歌志内市、奈井江町、浦臼町及び上砂川町における4市町の共同事業についてご報告を申し上げます。昨年7月末に奈井江町教育長が来庁し、平成16年に滝川市を中心とした合併協議が白紙となった際に奈井江町が中心となって設立いたしました1市3町の空知中部連合自治研究会の検討結果を踏まえ、再度研究を実施したい旨が伝えられまして、8月17日に奈井江町、浦臼町、上砂川町の第1回3町教育長会議が開催され、3町自治体間連携協議推進事業の調査研究、協議を行うことを確認したところであります。

以後、次長会議において調査研究、協議を進めておりましたが、ことしの2月に歌志内市もこの協議に加わることになりましたので、改めて4市

町により進めることになり、5月24日の第1回4市町教育長次長会議において学校に対する教科の専門的な指導を行う指導主事や精神的な問題並びに問題行動を抱える児童生徒への未然防止等を行うスクールカウンセラーを北海道教育委員会から4市町を1地区として派遣要請していくことや1市3町の社会教育施設の相互利用など、広域的な可能な事業の連携についても協議を行っていくことになったものであります。また、町づくり計画に掲載されておりますように、効率的かつ効果的な施策につきましては将来を見据えた新たな広域行政サービスの検討を進めることにしておりますことから、教育委員会において連携、協力、調整による教育行政の事業展開の可能性を探るため、調査研究及び協議を行ってまいります。

なお、この行政報告につきましては、ほかの1市2町におきましても6月議会にて行政報告することとしておりますことを申し上げ、報告といたします。

2点目は、郷土芸能上砂川獅子神楽の公認、支援につきましてご報告を申し上げます。獅子神楽につきましては、毎年8月末に行われております上砂川神社例大祭のときに町内の各所において獅子舞などを披露しておりますので、議員の皆様もごらんになっていることと思います。この上砂川獅子神楽は、大正7年に三井砂川鋳業所が職場の無事故と家族の無病息災を願って富山県から獅子の雄雌2頭を購入し、3神社に奉納したのが上砂川での獅子舞の始まりとなっております。その後昭和14年ごろに上砂川神社委員会が雌獅子を譲り受け、獅子舞を披露しておりましたが、戦争が始まったことから戦中戦後と久しく獅子舞を披露する機会がありませんでしたが、町の活性化を考える町民から獅子神楽の復活の声が高まり、昭和53年8月に上砂川町郷土芸能保存会が設立され、新たに獅子2頭を静岡県から購入し、町民有志と子供たちの熱心な練習により上砂川獅子神楽が復活し、現在に至っているところであります。

郷土芸能保存会の活動の場としては、上砂川神社例大祭と平成20年度に文化協会に加入し、毎年文化協会が主催の郷土の芸能祭で獅子神楽を披露し、またこの年、中空知広域市町村圏組合主催の雨竜町で行われました中空知の地域に伝承されています獅子神楽を紹介する第8回なかそらち・ふるさと文化の集いに参加し、上砂川町唯一の伝統芸能として成果を上げているものであります。

しかしながら、保存会の指導者の方からは、現在保存会に在籍する子供たちは小学生、中学生、高校生合わせ19人と年々減少傾向にあり、高学年になりますと部活などで日程調整がつかないなど、月例での練習会などができないことが多く、このままでは上砂川獅子神楽を保存、継承することは難しいことから、会より町に対して支援のお話があったところであります。教育委員会といたしましても、子供たちが少なくなっているとのお話を受け、上砂川町の唯一の郷土芸能であります上砂川獅子神楽を上砂川の伝統芸能として町を挙げて公認するとともに、できる限りの支援をし、後世に残してまいりたいと思うところであります。

今後は、保存会の指導者の方とともに、存続継承に向け、学校などへ子供たちの参加を呼びかけるとともに、広く町民の方々に参加を求め、獅子神楽を披露する場の提供など多方面にわたり支援してまいりますので、議員各位のご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上2点について行政報告といたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時57分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

◎報告第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、報告第1号 専決処分報告について「平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました報告第1号 専決処分報告について「平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）」の提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

平成22年度上砂川町一般会計補正予算(第7号)

補正の理由といたしましては、地方譲与税及び地方交付税等の歳入増額に係る歳入予算について補正し、減債基金の積立金について歳出予算の補正をするものであること。

それでは、報告第1号、予算書本文をご参照願います。報告第1号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）。

平成22年度上砂川町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,380万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月31日専決

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、報告第1号について内容の説明をいたします。

このたびの補正予算は、地方譲与税、地方消費

税交付金、地方交付税などの精査による歳入増額分につきまして減債基金に積み立てるものでございます。

初めに、2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2款地方譲与税450万円の追加で、1,850万円となります。

1項地方揮発油譲与税240万円の追加で、540万円となります。

2項自動車重量譲与税210万円の追加で、1,310万円となります。

6款地方消費税交付金290万円の追加で、3,890万円となります。

1項地方消費税交付金、同額であります。

7款自動車取得税交付金60万円の追加で、360万円となります。

1項自動車取得税交付金、同額であります。

9款地方交付税1億4,700万円の追加で、17億1,746万1,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

歳入合計が1億5,500万円の追加で、30億6,380万円となります。

2、歳出、2款総務費1億5,500万円の追加で、7億2,810万4,000円となります。

1項総務管理費1億5,500万円の追加で、7億6,825万5,000円となります。

歳出合計が1億5,500万円の追加で、30億6,380万円となります。

事項別明細書、5ページ、歳出でございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費1億5,500万円の追加で、5億9,460万2,000円となります。25節積立金で減債基金に1億5,500万円を積み立てるものでございます。

続きまして、4ページ、歳入でございます。2、歳入、地方譲与税、地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税240万円の追加で、540万円となります。交付決定による追加でございます。

地方譲与税、自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税210万円の追加で、1,310万円となります。

同じく交付決定による追加でございます。

地方消費税交付金、地方消費税交付金、1目地方消費税交付金290万円の追加で、3,890万円となります。同じく交付決定による追加でございます。

自動車取得税交付金、自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金60万円の追加で、360万円となります。こちらも交付決定による追加でございます。

地方交付税、地方交付税、1目地方交付税1億4,700万円の追加で、17億1,746万1,000円となります。特別交付税の交付決定による追加でございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより報告第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 専決処分報告について「平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）」は、承認することに決定いたしました。

## ◎報告第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、報告第2号 繰越明許費の報告について「平成22年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました報告第2号 繰越明許費の報告について「平成22年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」の提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、平成22年度上砂川町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算を次のとおり平成23年度へ繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであること。

平成23年6月15日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして、報告第2号について内容のご説明をいたします。

繰越明許費におきましては、平成22年度地域活性化交付金事業といたしまして、本年1月臨時議会及び3月定例議会におきまして一般会計にて補正予算計上し、繰越明許費の議決を得た範囲内でそれぞれ平成23年度へ繰り越しいたしましたので、報告するものでございます。

初めに、きめ細かな交付金事業につきましては、緊急総合経済対策において地域の活性化ニーズに応じ、きめ細かな事業を実施できるよう創設された交付金で、1月臨時議会におきまして町道各所整備事業、既設町営住宅改善事業など6事業、3,200万円の予算計上を行い、平成23年度に繰り越したものでございます。

次に、住民生活に光をそそぐ交付金事業でございますが、きめ細かな交付金事業同様に緊急総合経済対策の一環として、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当てられてこなかった消費者行政、DV対策などの事業を行

うために交付されるもので、3月定例議会において消費センター広報車整備事業、子育て相談室整備事業及び緊急通報装置整備事業について1,373万円の予算計上を行い、全額平成23年に繰り越したものでございます。

それでは、計算書本文に入らせていただきます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、きめ細かな交付金事業、金額3,200万円、翌年度繰越金3,200万円、左の財源内訳、既収入特定財源、未収入特定財源、国・道支出金2,749万円、起債、その他、一般財源451万円。事業名、住民生活に光をそそぐ交付金事業、金額1,373万円、翌年度繰越金1,373万円、国・道支出金1,300万円、一般財源73万円。計、4,573万円、4,573万円、国・道支出金4,049万円、一般財源524万円。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより報告第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 繰越明許費の報告について「平成22年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」については、承認することに決定いたしました。

---

### ◎議案第30号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、議案第30号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第30号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日に公布されたことに伴い、上砂川町税条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

条例本文の読み上げについては、省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして、議案第30号について内容のご説明をいたします。

お手元に配付しております資料ナンバー2をご参照願います。このたびの改正は、東日本大震災の被災者の負担軽減を図ることを目的に地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、町税条例の町民税に係る関係条項を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、本年3月11日に発生いたしました東日本大震災により未曾有の被害が生じたことから、被災者の税負担の軽減を図る

ため、特例措置を講ずるものでございます。

改正の1点目、雑損控除等の特例の追加でございます。住宅や家財等について生じた損失に係る雑損控除につきましては損失を受けた翌年の控除となっておりますが、震災による損失については平成22年分の損失とみなし、平成23年度の町民税から雑損控除を可能とし、軽減を図るため改正するものでございます。また、この雑損控除の繰り越し可能期間につきましても地方税法の附則の改正によりまして現行3年を5年に延長されるものでございます。

続きまして、住宅借入金等の特別控除の適用期限の特例でございます。住宅借入金特別控除、いわゆる住宅ローン控除につきましては、対象となる住宅に居住していることを条件に町民税から控除されておりますが、このたびの大震災によりその住宅が滅失したとしても、適用期間中については引き続き特別控除が適用されるよう改正するものでございます。

なお、このたびの条例改正での当町での該当者でございますが、いずれも賦課期日が1月1日現在でありますことから、本年度については該当者はおりませんが、今後当町に被災者等が転入してきた場合につきましては、次年度以降適用となるものでございます。

条例の施行日でございますが、雑損控除の特例につきましては公布の日から施行し、住宅借入金等特別控除につきましては平成24年1月1日から施行するものでございます。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして、条例本文の読み上げにつきましては省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第31号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、議案第31号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第31号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,020万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の追加は「第2表 地方債補正」による。

平成23年6月15日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第31号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正、1、歳入、13款国庫支出金1,120万円の追加で、2億7,235万9,000円となります。

2項国庫補助金1,120万円の追加で、1億5,407万7,000円となります。

14款道支出金28万4,000円の追加で、1億1,251万3,000円となります。

2項道補助金28万4,000円の追加で、3,218万9,000円となります。

19款町債920万円の追加で、3億6,480万円とな

ります。

1 項町債、同額であります。

20款繰越金381万6,000円の追加で、881万6,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が2,450万円の追加で、27億8,020万円となります。

2、歳出、3款民生費105万1,000円の追加で、6億6,738万円となります。

1 項社会福祉費105万1,000円の追加で、5億9,478万円となります。

4 款衛生費103万円の追加で、2億578万7,000円となります。

1 項保健衛生費63万円の追加で、9,751万6,000円となります。

2 項清掃費40万円の追加で、1億827万1,000円となります。

8 款土木費2,101万9,000円の追加で、5億7,031万5,000円となります。

2 項道路橋りょう費2,101万9,000円の追加で、5,986万2,000円となります。

10款教育費140万円の追加で、8,285万2,000円となります。

5 項保健体育費140万円の追加で、1,185万6,000円となります。

歳出合計が2,450万円の追加で、27億8,020万円となります。

第2表、地方債補正、1、追加、起債の目的、除雪車更新事業、限度額920万円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率、4.0%以内（ただし、利率見直し方式により借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借りかえることができる。

事項別明細書、4ページ、歳出でございます。

3、歳出、民生費、社会福祉費、2目老人福祉費53万6,000円の追加で、463万3,000円となります。高齢者援護台帳整備事業費といたしまして計上するものでございます。

配付しております資料ナンバー3をごらん願います。高齢者援護台帳（高齢者マップ）整備事業の概要でございます。目的でございますが、見守りを要するひとり暮らし高齢者や障害者等の諸情報が各部署において分散化していることから、諸情報を一括管理できる援護者情報管理システムを導入し、効率的な情報の管理を行い、緊急時等の迅速な対応を図り、情報共有することにより高齢者等の見守り体制の強化を推進するもので、活用方法につきましては2番に記載してございますが、安否等の確認情報の検索を短時間で行う、独居高齢者の見守り体制の情報の共有を各部署、さらには各地域の見守りネットワークチームにおいても情報共有を行う、災害時に対する要援護者の情報管理に努めるものでございます。事業費でございますが、援護者情報管理システム導入委託料といたしまして38万4,000円、その他ノートパソコン、プリンター等の備品購入費12万2,000円のほか、消耗品、データ使用料を含め、総額53万6,000円となるものでございます。

予算書にお戻り願います。5ページでございます。3目社会福祉施設費31万5,000円の追加で、704万5,000円となります。11節需用費でございますが、下鷺生活館幕板取りかえと鷺若葉生活館の屋根の修理のための修繕料の計上でございます。

4目特別養護老人ホーム費20万円の追加で、1億3,109万8,000円となります。はるにれ荘のロビー照明及び照明用昇降機の修繕料の計上でございます。

民生費、保健衛生費、2目予防費42万6,000円の追加で、1,816万9,000円となります。肝炎ウイルス検診費用助成事業として計上するもので、お手元に配付しております資料ナンバー4をごらん

願います。肝炎ウイルス検診費用助成事業の概要でございますが、国の緊急肝炎ウイルス検査事業のメニューの追加によりまして、慢性肝炎、肝硬変、肝臓がんの原因となるB型及びC型肝炎ウイルス検査について検査費用を全額助成し、感染の早期発見と早期治療に結びつけ、住民の健康の維持増進を図るもので、事業の内容でございますが、40歳以上70歳までの5歳刻みの者に対しまして無料検診票の発行と個別勧奨を行い、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査の費用を全額助成するものでございます。実施期間につきましては本年7月1日から実施することとし、対象者につきましては5歳刻みの各年齢ごとで346人ございます。実施委託機関でございますが、北海道対がん協会もしくは町内の医療機関を予定しているものでございます。事業費でございます。検診費用といたしまして、対象者346人のうち受診率を50%と見込みまして、検診委託料として42万6,000円を計上するものでございます。なお、この42万6,000円の事業費のうち3分の2につきましては、道補助金より充当されるものでございます。

予算書へお戻り願います。3目環境衛生費20万4,000円の追加で、637万3,000円となります。鶉共同浴場の給水電磁弁の修繕料の計上でございます。

衛生費、清掃費、2目じん芥処理費40万円の追加で、7,973万5,000円となります。処分場のブルドーザーの修繕料の計上でございます。

土木費、道路橋りょう費、1目道路維持費2,101万9,000円の追加で、5,986万2,000円となります。昭和63年に購入いたしました13トン級の除雪用タイヤショベルにつきまして、国の補助金を受けながら更新をするもので、12節ではこの除雪車の自賠責保険として1万9,000円を計上し、18節備品購入費におきましては除雪用タイヤショベル購入費として2,100万円を計上するものでございます。

教育費、保健体育費、2目体育施策費140万円の追加で、868万4,000円となります。鶉プールの

ろ過循環配管の修繕料の計上でございます。

続きまして、4ページ、歳入でございます。2、歳入、国庫支出金、国庫補助金、4目土木費補助金1,120万円の追加で、1億4,776万円となります。1節道路橋りょう費補助金でございますが、歳出でご説明いたしました除雪車購入事業として補助対象事業の3分の2を計上するものでございます。

道支出金、道補助金、3目衛生費補助金28万4,000円の追加で、406万4,000円となります。肝炎ウイルス検査助成事業として事業費の3分の2を計上するものでございます。

町債、町債、2目土木債920万円の追加で、1億9,080万円となります。除雪車更新事業の起債でございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金381万6,000円の追加で、881万6,000円となります。ただいま決算事務を進めてございますが、22年度で見込まれます繰越金5,404万8,000円の一部を充当し、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日16日は休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、明日16日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

また、17日は午前10時より本会議を再開いたし

ますので、出席方よろしくお願いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時26分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 大 内 兆 春

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 3 年

上砂川町議会第2回定例会会議録（第2日）

6月17日（金曜日）午前10時00分 開議  
午前10時58分 閉会

○議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第30号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第31号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）  
※ 議案第30号～第31号までは、質疑・討論・採決とする。
- 第 5 調査第2号 所管事務調査について
- 第 6 派遣第2号 議員派遣承認について  
（追加日程）
- 第 7 意見書案第5号 原発からの撤退、安全最優先と自然エネルギーへの転換を求める意見書
- 第 8 意見書案第6号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書
- 第 9 意見書案第7号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 第10 意見書案第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第11 意見書案第9号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書

5番 高橋成和  
6番 大内兆春

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は、柳川議員から欠席の届け出がありますので、8名であります。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成23年第2回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、5番、高橋議員、6番、大内議員を指名いたします。よろしく願います。

◎一般質問

○議長（堀内哲夫） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 斎藤勝男 議員

○議長（堀内哲夫） 3番、斎藤議員、ご登壇の

○会議録署名議員

上ご発言願います。

○3番（斎藤勝男） 私は、第2回定例議会において、通告いたしております1件の質問をさせていただきます。

件名、上砂川町における住宅用火災警報器の普及状況及び今後の普及対策についてお伺いいたします。全国において放火自殺者などを除いた住宅火災による死者数は、2009年に1,023人に上り、2003年以降は毎年1,000人を超え続けている状況です。本町においても、不幸にも昨年12月と本年1月に発生した2件の火災において2名の男性が死亡されております。消防庁によると、2009年度の住宅火災における死亡原因は逃げおくれが58.9%と最も多く、また死者の60%以上が65歳以上の高齢者となっております。

火災から命を守る住宅用火災警報器設置の普及によって死傷者数の減少につながると期待されており、2004年に改正された消防法により既存住宅に対しても本年6月1日までに火災警報器の設置が義務化されております。消防庁によると、火災警報器の全国普及率は昨年12月時点で推計63.6%となっておりますが、本町の現時点での普及状況についてお伺いいたします。また、今後さらなる普及に係る取り組みについてもお伺いいたします。

以上でございます。ご答弁のほどお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの3番、斎藤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。川下消防長。

○消防長（川下 清） 3番、斎藤議員のご質問にお答えする前に、議員も述べておりました昨年12月と本年1月に発生いたしました2件の火災におきまして亡くなられた2名の犠牲者に対しまして、お悔やみを申し上げる次第でございます。

それでは、3番、斎藤議員のご質問、上砂川町における住宅用火災警報器の普及状況及び今後の普及対策についてお答えいたします。

初めに、住宅用火災警報器の設置義務化の経緯につきましては、議員のご質問にもございますように、住宅火災による死者数が平成15年以降5年連続して1,000人を超える高い水準で推移し、特に犠牲者のうち6割の方が65歳以上の高齢者となっております。また、就寝中に火災に遭遇し、死に至った原因の58.9%が逃げおくれによるものであることから、今後の高齢化の進展と住宅火災による犠牲者を減らすため、すべての住宅を対象に全国一律に住宅火災警報器の設置を義務づける消防法の改正が平成16年に行われ、本町においてもこれに準拠、規定しております火災予防条例を平成18年の第1回定例会におきまして同様に改正したところでございます。この改正により、新築住宅では平成18年の6月1日より、既存住宅については平成23年6月1日より、寝室、階段等への取り付けが義務づけられたものであります。この火災警報器は、煙や熱を感知し、音声やブザーで火災であることを知らせるものでありまして、平成22年消防白書においては、21年中の住宅火災による死者数が急減しており、火災警報器の普及が死者数の減少に寄与しているとの推計がなされているところでございます。

議員ご質問の上砂川町における普及状況及び今後の普及対策につきましてはありますが、火災警報器の義務化に伴う町としての取り組みにつきましては、公営住宅、改良住宅、単身者住宅への設置は平成20年度、21年度の2カ年事業によりすべて完了したところでございます。なお、東鶉、緑が丘の公営住宅には自動火災警報器が設置され、緊急通報装置の設置世帯、東山ケアつき住宅、一般住宅へは火災センサーが設置、運用されておりまして、安全対策が講じられているため、設置義務化の対象外となっているところでございます。

消防本部でのこれまでの普及取り組みにつきましては、町民への周知を図るべく、平成18年の条例改正にあわせ、本町のホームページや町広報紙を活用し、これまで5回ほど掲載するとともに、

悪質な訪問販売への注意喚起についてもあわせて周知してきたところでございます。さらに、消防行事でののぼりの設置や庁舎に懸垂幕を設置するなど、普及啓発の取り組みを実施するとともに、消防団や婦人防火クラブと連携し、地域別に実施しております一般住居火災予防査察の活動とあわせ、チラシの配布による普及活動と普及状況調査についても実施してきたところでございます。この調査により、本町の普及率は平成23年4月現在67.8%となっており、全国の普及率は昨年12月時点で63.6%と、調査時点に違いはありますが、全国との比較においては4ポイントほど上回っているところでございます。内容といたしましては、公的住宅につきましては先ほど述べましたとおり100%設置されておりますが、一般住宅においては35%ほどと設置率が低いことから、これが対策が求められているものでございます。

かかる状況のもと、今後の普及対策でございしますが、火災警報器の設置により火災を未然に防止できたことなど奏功例が多数報告されており、本町においても昨年10月に個人住宅におきましてなべの空だきにより警報器が鳴り、大事に至らなかった例もありますので、設置することで救える命があることを周知するものとし、引き続き町広報紙等への掲載や消防団、婦人防火クラブとの連携によりチラシの戸別配布はもとより、さらなる対策として各町自治会での出前講座による普及活動や消費者展での普及、町内事業者との連携など、地域に密着した取り組みを強化し、既に設置された火災警報器の作動点検と安全対策も含め、早期設置に係る普及対策に努めてまいります。

しかしながら、現行法にありましては、義務化がスタートしたとは申せ、罰則規定がないことから、強制的な措置を講じられないとの課題もあり、普及率の向上には一定の時間を要するものと考えておりますが、戸別訪問など着実な活動を展開しながら普及活動に努めてまいりたいと存じますので、ご理解を願います。

以上を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○3番（斎藤勝男） ございません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

---

◇ 水谷寿彦 議員

○議長（堀内哲夫） 次、2番、水谷議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（水谷寿彦） 私は、平成23年第2回定例会に際し、2点について質問をいたしたいと思っておりますので、ご答弁をお願いするものであります。

1点目は、各町子ども会育成会の活動についてであります。少子化により、上砂川町の小中児童生徒数は年々減少し、子ども会の活動も停滞している地域もあるように聞いております。子ども会の対象人数も、昨年4月現在の資料であります、239人、町内別では、多い地区は鶉地区の67人、補助金額9万2,700円、下鶉地区の60人、補助金額10万700円、少ない地区は東町の9人、補助金額3万9,000円となっております、地域の年間の行事もまちまちとなっており、何も行事が行われていない、いわゆる活動していない子ども会もあると聞いております。

子ども会育成会の本来の目的は、子供たちは成長過程にあり、分別、判断力、経験などが未熟であるため、育成者として大人の援助が必要なのだと言われており、各地域、すなわち町内会の中の子供の団体として活動することでその地区の町内会の一員としての自覚を養い、異なる年齢の子供たちとの遊びを通して隣近所の人たちと仲よく生活をし、地域の人たちに名前と顔を覚えてもらうなどのねらいがあるのですが、にもかかわらず、地域の大人の一人の一部は関心が薄く、ともに子供たちを育てるという意識の低下で役員となって子供たちを育成していこうという気持ちが薄れてきているように思えてなりません。また、地域

人口や子供たちの数で補助、交付金が算出されていることで、子供の数が少ない地域はおのずと活動予算が少ないので、行事を行うにも制限があると思うのであります。本年平成23年度の予算は、全体で育成補助金24万7,000円、活動補助金28万8,000円となって前年より4万2,000円増であります。人数割で補助金があることで、行事計画も予算が少ないため制限されて当然なところも出ております。

すなわち、地域子ども会育成会が毎年決算書を提出されていると思いますが、どのようにお考えになっておりますか。活動ができているかいないかは決算書が伝えてくれると思うのであります。が、いかがでしょうか。そもそも地域ごとに人数割で補助金を出すシステムは少々おかしいのではと思うものであり、地域の人口が減少していることで、さきに述べたように子ども会育成会の目的を達成するにはそれなりに地域の人口や子供の数が必要なのではないのでしょうか。また、子育てが終わり、子供のいない家庭の大人はいつの日か子供の教育に関心がなくなり、地域でともに子供たちを育てる意識が薄くなり、役員となって子供たちの指導を行うということを拒否するようになってきているのではないのでしょうか。このことから、子ども会の地域を拡大して作り直すか、大人の意識高揚を図るか、考え方を改める必要があるのではないのでしょうか。

上砂川町第5次社会教育中期計画にあるように、教育委員会が主体となって行事等の地域指導を行い、教育力向上を当面図りながら、行事を行うための支援をし、あるいは地域割を変更するかを考えなければならないと思いますので、現在の状況と今後の見解をお伺いするものであります。

次に、2点目の上砂川町の学校、保育園、医療施設における給食体制の中での食中毒対策についてお伺いをいたしたいと思っております。本年に入って、岩見沢市立学校給食共同調理所から始まって、滝川市立西小学校、稚内市の保育所、函館市のスー

パーで売られていたカニ飯弁当を食した17名の食中毒患者を出し、問題となっていることに対し、今北海道各地で連鎖的に食中毒が起きている現状を踏まえ、当町の食中毒対策についてお伺いをするものであります。食中毒対策については、当然のことながら上砂川町独自のマニュアルを作成し、それに基づいた徹底的な対策をとっていると思いますが、当町で食中毒を起こさないという意味で念のためにお尋ねをするものでありますので、質問に対しての理解をお願いするものであります。

岩見沢市での集団食中毒は、1,500人を超える児童生徒が訴えた学校給食による集団食中毒で、その原因はサルモネラ菌が原因とされ、サラダを調理する際、材料とドレッシングをまぜるために使った金属製の棒とかまが原因とされたようであります。サルモネラ菌は63度の熱で30分加熱すると死滅するとされており、厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルは80度で5分以上の熱湯消毒を求めているにもかかわらず、岩見沢の調理所は52.3度のぬるま湯を使い、アームとかまの洗浄消毒を行ったことが原因だった可能性があるとしています。このことで、岩見沢市では入院治療費や見舞金などの補償額は1億2,470万円に上ることとなったようです。

滝川市立西小学校では児童73人が発症し、ノロウイルスが検出され、集団食中毒か感染性胃腸炎の疑いがあり、調査をしているようです。滝川市は学校ごとに給食の調理をしており、他の学校では同様の症状は出ていないようです。稚内市の保育所の原因は、ロタウイルスが検出され、調査中。函館市での食中毒は、カニフレークの黄色ブドウ球菌が確認されたが、全員快方に向かっているとのことであります。

このようにして調理マニュアルどおりに調理していても食中毒の原因とされるこれらの菌に対する知識を的確に把握することが大切であり、少しの油断が原因を招くことは必至であります。また、

集団で食事をする際には、食する側の手洗い、消毒など徹底的な指導がなされることが大切ではないでしょうか。小中学校では、給食の配食についても児童生徒の当番制で行っているようではありますが、これについても子供たちに対する適切な指導が必要でありましょう。また、医療施設における入所者へは、高齢者も多く、食中毒に対する体力もないことから、特にその都度気を配ることが大切ではないでしょうか。また、食材納入業者に対する指導体制はどのようにされているかお伺いをしたいと思います。

想定外のことが起こることは決してないとは言えない今日でありますので、このことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

**○議長（堀内哲夫）** ただいまの2番、水谷議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、永井教育次長。

**○教育次長（永井孝一）** 2番、水谷議員の1件目のご質問、各町自治会の子ども会育成の活動状況についてお答えいたします。

今本町は、行政最大の課題であります人口減少問題を抱え、その対策に苦慮しつつも、できることから解決すべく努力をしているところであります。こうした中、議員のご質問のとおり、少子高齢化が進む本町にとって子供人口の減少は顕著に生じてきておりますし、子ども会役員のなり手がいなく苦慮している地域もあり、活動自体が地域によって停滞しているところもあります。各町子ども会の状況は、全町8地区に存在し、6月9日には町子ども会育成連絡協議会の総会が開催され、各町の会長、事務局長の氏名が報告されておりますが、一部地域では役員の選出に苦慮しながらも引き受けていただいている方やお子さんが成人となっても長年継続されている方がおられることも事実であるものと認識しております。

また、教育委員会の子供向け主催行事につきましては、過去野球大会や魚釣り大会、ムカデ競争、世代間交流キャンプ、マラソン大会など年間10回

程度が開催され、各町子ども会の協力を得ながら、多くの児童生徒に参加をしていただいたところであり、現在は小学生136人、中学生91人の合計227人と減少しており、子供たちのニーズ変化により、スーパードッジボール大会やミニバレーボール大会、子ども祭り、寿学級での子供たちとの交流事業、英語指導助手によるグッドイングリッシュなどを実施しております。各町では現在も一部地域で実施されておりますが、七夕祭りやクリスマス会など季節に合った行事も実施されており、補助金の交付時、決算報告書を確認いたしますと、子ども盆踊りやラジオ体操や研修旅行なども計画して、実施している地域もあります。

子ども会活動にあっては、地域におけるよりよき指導者をもって進めることでその成果を得られるものと思うもので、役員の選出に多くの方々のご支援やご協力が必要であり、お子さんを抱えている保護者の方がみずから中心となって子供とかかわる意識を持っていただき、地域社会全体、町全体が後押ししていくことが必要であると思料しておりますし、子供たちは地域全体で見守り、はぐくむという観点からも、保護者以外の方のご協力があつてこそ町が進めている協働の町づくりにつながるものであり、さらには子ども会活動の活発化並びに運営が可能となるものであり、互いに知恵を出し合い、協力しながら、主体的な地域での活動と地域住民全体の協力が不可欠であると考えております。

先ほど申し上げました各町での活動内容には多少のばらつきがあり、教育委員会といたしましては役員の意識の向上に対しまして子ども会育成連絡協議会を通じながら指導してまいります。各町子ども会同士の自主的な交流事業の支援や児童生徒の減少による各町子ども会の再編についても検討してまいりたいと考えております。

各町子ども会への交付金であります。当初予算計上額といたしまして、地域子ども会育成補助金24万7,000円、地域子ども会活動補助金28万8,0

00円を計上しており、町子ども会育成連絡協議会への補助金4万1,000円が含まれておりますので、差し引きいたしますと各町への補助金合計額は49万4,000円となっております。配分割合ですが、地域子ども会育成補助金は各町の児童生徒数による割合70%と均等割30%、地域子ども会活動補助金は各町の人口割55%、均等割45%の合計額で、8月には総体の80%、12月には残りの20%を交付しております。各町の補助金交付に当たっては、活動状況を把握するために前年度の事業報告書、決算報告書並びに当該年度の事業計画書、事業予算書の提出を求め、内容を確認いたしますが、事業の実施状況は子ども盆踊りやラジオ体操、クリスマス会、研修旅行など各町でさまざまな事業を実施されており、町や教育委員会主催事業への参加もしておりますが、地域の特殊事情などにより活動内容に多少のばらつきがありますことから、交付金の配分方法につきまして関係団体と協議をしながら検討し、効果ある活用がなされるよう努めてまいります。

また、子ども会活動の推進に当たりましては、子育て支援対策も含め幅広い視点からの連携強化が必要不可欠であり、地域活動に任せるのみでなく、教育行政としてできるものを取り込み、側面支援をすることから、子ども会とは直接関係するものではありませんが、このたび北海道ゴルフ連盟から北海道教育委員会を通じまして、無料の子供向けスナッグゴルフ体験会が夏休み期間中の8月1日に旭川で開催されますことから、教育行政として幅広い子供たちの健全育成の一環として、放課後子ども教室でのスナッグゴルフに登録している子供たちの参加を予定しており、このことを機に体育協会などの関係団体などと協議をして、スナッグゴルフをニュースポーツとして子供の健全育成に努めるため、町民皆さんから認知されていくように努めてまいります。

今後は、より一層教育委員会がリーダーシップをとりながら各事業を推進してまいりますし、各

町子ども会や学校とも連携を図りながら、子供たちが健康ではぐくまれ、地域社会の一員として過ごせる環境づくりに努力してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上を申し上げ、ご質問に対します答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 次、山本福祉課長。

○福祉課長（山本丈夫） 2番、水谷議員の2件目、学校、保育園の給食やはるにれ荘、成寿苑などの福祉医療施設における食中毒対策についてお答えをいたします。

各施設における調理の状況ですが、小学校、中学校、保育園につきましては、それぞれ学校または保育園において調理の上、給食の提供を行っております。はるにれ荘、成寿苑、デイサービスセンターの福祉医療センターにつきましては、成寿苑の厨房において一括調理の上、入所者及びデイサービスセンター利用者に食事の提供を行っております。

次に、食品衛生の管理体制についてであります。各施設とも食品衛生法を基本といたしまして、小中学校におきましては文部科学省が定める学校給食衛生管理基準に準拠し、保育園及び福祉医療センターにおきましては厚生労働省が定める大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、調理及び衛生管理マニュアルを策定しているところであり、このマニュアルに沿って、食器及び調理器具などの洗浄並びに消毒の実施のほか、調理員につきましても手洗いの励行はもとより、法で定められております検便検査につきましても毎月行い、日常点検表での確認も含め、衛生管理の徹底を図っているところであります。また、食材の管理方法でございますが、生鮮食料品については1回で使い切れる量を毎日仕入れ、仕入れ後は冷蔵庫での保管を行うなど、食品の安全面についてもマニュアルに基づいた管理を行っているものであります。

こうした中、議員のご質問にもございますとお

り、本年2月13日に発生した岩見沢市でのサルモネラ菌による食中毒は、発生元が市内にあります共同調理所でございまして、平成9年に発生の大坂府堺市の〇ー157による集団食中毒後に厳格化されました先ほどの学校給食衛生管理基準、この基準を満たさない構造及び調理器具の洗浄の不備によるものであります。また、6月2日には滝川市内の小学校においてノロウイルスによる集団感染が発生しましたことは、記憶に新しいところであります。岩見沢市の食中毒発生時には、本町におきましても各施設に対し、食中毒対策と衛生管理の徹底を改めて指示をするとともに、各所管課による調理現場の確認と各施設から調理マニュアルや点検表及び点検記録の提出を受け、それぞれ確認をしたところであり、マニュアルどおりかそれ以上での高温消毒の励行などがなされているものであります。

また、食中毒に敏感とも言える幼児が通います保育園におきましては、保健所の指導指針の内容も年々強化されているところをございまして、それによって点検項目の見直しや調理場の環境整備に取り組んでいるものでありますし、福祉医療センターにつきましても感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が日常的に生活をする場であることから、保健所の指導により平成20年度に策定した感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針により感染症や食中毒の予防を基本に、調理員はもとより、入所者の食事介助を行う介護員に対しても衛生管理の徹底を行っております。

さらに、滝川市でのノロウイルス感染症発生事例を受け、予防対策といたしまして、学校におきましては児童生徒を含めた学校関係者の手洗いやうがいの励行、嘔吐物の処理として次亜塩酸ナトリウム、これは塩素でございませけれども、これやエタノールによる消毒の周知徹底を行ったところでありまして、保育園、福祉医療センターについても学校同様衛生管理の徹底を図っているところでありまして。特にノロウイルスによる感染性胃

腸炎につきましては感染力が強く、手などを介し周囲の人への感染が容易でありますことから、給食に携わる者はもちろん、園児、児童生徒、入所者においても手洗いなどが重要であり、日常的な手洗いの徹底を図っているものであります。

次に、食材納入業者への指導につきましては、納入食材の品質管理の徹底や食材への異物混入防止について、学校におきましては教育委員会において指導を行っておりますし、保育園においても同様に業者に口頭指示の上、調理員による食材の吟味強化と少しでも異常を認める場合の使用禁止などの現地指示をしております。福祉医療センターにつきましては、品質管理の徹底を業者へ指示済みであるほか、高齢者施設でもありますので、かつ1日3食提供、1日3度の食材納入施設でもありますことから、保健所の指導により年1回保健所が実施する食材取り扱い業者に対する魚、肉、めん、大豆製品等の微生物検査の結果報告書の写しを平成9年度から提出させており、保育園や学校におきましても同様に報告書を提出させ、食品の品質管理を行っているところであります。

これからの夏、食中毒の発生が危惧される時期を迎えることとなりますが、日ごろの調理における消毒や日常点検に細心の注意を払うなど、これからも食中毒の予防に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願うものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○2番（水谷寿彦） ございません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

---

◎議案第30号 議案第31号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第30号から日程第4、議案第31号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、

討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第30号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第31号 平成23年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 平成23年度上砂川町

一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎調査第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第5、調査第2号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### ◎派遣第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、派遣第2号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますので、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に意見書案5件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、意見書案第5号  
原発からの撤退、安全最優先と自然エネルギー  
への転換を求める意見書について議題といたしま  
す。

7番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○7番（川上三男） 原発からの撤退、安全最優  
先と自然エネルギーへの転換を求める意見書  
（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定に  
より提出する。

平成23年6月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 川上三男

賛成議員 斎藤勝男 数馬 尚

高橋成和

本文に入ります。

意見書案第5号

原発からの撤退、安全最優先と自然  
エネルギーへの転換を求める意見書

東日本大震災にともない、地震と津波への備え  
に欠けた東京電力福島第一原発が引き起こした重  
大事故は、いまだに収束のめどが立っていないう  
えに、その後の余震で東北電力の東通原発（青森  
県）や女川原発（宮城県）でも複数の電源が途絶  
える事故が明らかになり、原子力発電所の地震や  
津波への備えの不十分さが浮き彫りになっていま  
す。今回の東電福島第一原発の重大事故を引き起  
こした最大の原因が、原発は「多重防護」の対策が  
とられているから安全だという「安全神話」に取  
りつかれ、地震や津波の備えを怠ってきたことに  
あり、安全対策を怠ってきた「人災」であること  
は明らかです。

とりわけ福島原発立地の県民が放射能汚染から  
の避難・撤退を余儀なくされている現況を国民と  
して看過できません。畑作、畜産を含む農・水産  
物の被害も甚大です。

技術的には未完成のうえ、地震や津波で外部電  
源などが絶たれ、冷却機能を失えばコントロール  
が効かなくなる原発の震災被害の危険性が改めて  
浮き彫りになりました。

こうした事態の中、国は東海地震震源地域の真  
上に建設され、世界で最も危険といわれる中部電  
力浜岡原発の運転停止を要請したことは極めて当  
然というべきです。

浜岡原発の近くには東海道新幹線や東名高速道  
路など、日本列島の東西を結ぶ大動脈が通り、東  
京・首都圏も近いだけに、いったん事故をおこせ  
ば広範囲に大きな被害を及ぼすことが懸念されて  
います。

そもそも世界有数の地震国で津波の被害も多い  
日本で54基もの原発が集中立地している現状は明  
らかに異常といわなくてはならない。今回の原発  
事故は、原発に将来のエネルギー供給を託するこ  
とはできないことを教えています。

政府が2010年6月に閣議決定したエネルギー  
「基本計画」は、原子力の新增設（少なくとも14  
基以上）を明記しています。このような原発に依  
存するエネルギー計画を改めることをいま国民は  
強く求めています。

よって政府は、原発からの撤退を国民の前に明  
確に宣言し、安全最優先の原子力政策への転換、  
自然エネルギーへの計画的転換にすすむよう強く  
求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を  
提出する。

平成23年6月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫  
提出先 内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、  
参議院議長。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を  
終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第5号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号 原発からの撤退、安全最優先と自然エネルギーへの転換を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎意見書案第6号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、意見書案第6号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書について議題といたします。

3番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（斎藤勝男） 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年6月17日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫 様

提出議員 斎藤 勝男

賛成議員 高橋 成和 大内 兆春  
横溝 一成

本文を拝読いたします。

意見書案第6号

公立学校施設における防災機能  
の整備の推進を求める意見書

これまで公立学校施設は大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきました。

この度の東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集また発信する拠点になるなど様々な

役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。しかし一方で、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障をきたし、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになりました。こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能の在り方について、様々な見直しが求められています。

政府は、公立学校施設の学校耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望に応え、毎年予算措置等を講ずるなど、積極的な推進を図っていますが、本来これらの施策と並行して全国的に取り組まなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情です。

よって、政府におかれては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において、地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能のいっそうの強化が不可欠であるとの認識に立ち、以下の項目について、速やかに実施するよう強く要望します。

### 記

1. 公立学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
2. 公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき、必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対し、その周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと。
3. 公立学校施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること。
4. 公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、様々な機会を活

用して地方公共団体に情報提供すること。

5. 公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう、制度を集約し、窓口を一元化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月17日

上砂川町議会議長 堀内 哲 夫  
提出先 内閣総理大臣、文部科学大臣、国土交通大臣、総務大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第6号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

#### ◎意見書案第7号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、意見書案第7号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について議題といたします。

6番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（大内兆春） 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年6月17日

上砂川町議会議長 堀内 哲 夫 様

提出議員 大内 兆 春

賛成議員 水谷 寿彦 数馬 尚

高橋 成和

本文に入ります。

意見書案第7号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率

1/2への復元、「30人以下学級」の

実現をめざす教職員定数改善、就学保

障充実など2012年度国家予算編成にお

ける教育予算確保・拡充に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。政府は「地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外」とすることを閣議決定し、また、全国知事会等地方6団体も同様の意向を示したことから義務教育費国庫負担金については一括交付金化しない方向で検討がすすめられています。しかし、政府内には一括交付金化への言及があるなど、その意図が払拭されていないことから、今後も義務教育制度堅持のとりくみをすすめていくことが重要です。義務教育費国庫負担制度は地域主権を脅かすものではなく、むしろ地域主権を保障する制度であり、義務教育には必要不可欠なことから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/2へ復元するなどの拡充が必要です。

文科省は昨年、30年ぶりに40人学級を見直し、

35・30人学級の実現をめざした「新・教職員定数改善計画（案）」を策定し、初年度分として8,300人の教職員定数改善を要望しましたが、2,300人（純増300人）の定数改善による小学校1年生の35人学級の実現にとどまりました。学校現場においては子どもたちに行き届いた教育を保障するため、教職員の拡充は喫緊の課題となっており、「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。今年度の政府予算においても「高校授業料無償化」「子ども手当」が引き続き計上されましたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費などの保護者負担が存在しています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ており、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するためには、国による教育予算の拡充が必要です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など下記の項目について、教育予算の確保・充実をするよう要請します。

#### 記

1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。
2. 文科省「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現と教職員定数の改善を早期に実行すること。  
当面、小学校2年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。
3. 学校教育法第37条3項を削除し、ゆきとどいた教職員配置を実現すること。
4. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を

提出する。

平成23年6月17日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫  
提出先 内閣総理大臣、総務大臣、内閣府特命大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第7号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第8号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、意見書案第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書について議題といたします。

4番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（数馬 尚） 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年6月17日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫 様

提出議員 数 馬 尚  
賛成議員 水 谷 寿 彦 齋 藤 勝 男  
大 内 兆 春

本文に入らせていただきます。

意見書案第 8 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

東日本大震災によって、東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受けました。今後は、自治体を中心となった復興が求められます。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。2011年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2012年度予算においても震災対策費を確保しつつ、2011年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

このため、2012年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、政府に次の通り対策を求めます。

記

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。
2. 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。
3. 地方財源の充実・強化をはかるため、国・地方の税収配分 5 : 5 を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年 6 月17日

上砂川町議会議長 堀 内 哲 夫  
提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
経済産業大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第 8 号を原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 8 号 地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

◎意見書案第 9 号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、意見書案第 9 号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書について議題といたします。

2 番、水谷議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2 番（水谷寿彦） 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年 6 月17日

上砂川町議会議長 堀 内 哲 夫 様  
提出議員 水 谷 寿 彦  
賛成議員 数 馬 尚 大 内 兆 春

川 上 三 男

本文に入ります。

意見書案第9号

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、賃金の最低限を保障するセーフティネットを強化する最低賃金制度の役割は、ますます大きくなってきています。

2007年度に「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の合意、2008年の改正最低賃金法による「生活保護施策との整合性に配慮する」などの経過、昨年は雇用戦略対話における「早期に全国最低800円を目指す」との政公労使合意などによりここ4年間で大きな引き上げが行われ、北海道の最低賃金は691円となり、各県においても生活保護費との乖離解消が進められています。

しかし、生活保護費との乖離（現行26円）を残すこととなる北海道としては、乖離解消は働くことのインセンティブとして当然のことであり、その早期解消に加え、安心して生活できる賃金を約束しなければならない。法定労働時間フルに働いても、税込み月額12万円程度、年額でも140万円程度にしかならないが、昨年度13円引き上げ改定に伴う影響率は8.69%、パートに至っては21.63%となっており、北海道の非正規率の高さ、最低賃金に張り付く低賃金体系となっていること、生活困窮の度合いが深まっていることが明らかとなった。連合調査による「最低限の生活を保障水準（リビング・ウェイジ）」として示された「時間給870円、月額144,000円」とはほど遠いものとなっています。

特に北海道のような非正社員比率が4割と高く、低賃金・最賃に張り付く賃金体系が多い地域においては、地域経済の維持と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と、全体の底上げは重要な課題である。

よって、今年度の北海道地域最低賃金の改定に当たっては、生活保護費との乖離解消はもとより、働く者が経済的に自立可能な水準への改定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月17日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫  
提出先 北海道労働局長、北海道最低賃金審議会会長。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第9号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議されました案件につきましてはすべて終了いたしましたので、平成23年第2回上砂川町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

（閉会 午前10時58分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 大 内 兆 春

出席議員

議席 番号	氏 名	2 定	
		6.15	6.17
1	堀 内 哲 夫	○	○
2	水 谷 寿 彦	○	○
3	斎 藤 勝 男	○	○
4	数 馬 尚	○	○
5	高 橋 成 和	○	○
6	大 内 兆 春	○	○
7	川 上 三 男	○	○
8	横 溝 一 成	○	○
9	柳 川 暉 雄	×	×

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	2 定	
		6.15	6.17
町 長	貝 田 喜 雄	○	○
副 町 長	奥 山 光 一	○	○
教 育 長	勝 又 寛	○	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○	○
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○
総 務 課 長	西 村 英 世	○	○
企 画 振 興 課 長	林 智 明	○	○
住 民 課 長	高 木 則 和	○	○
福 祉 課 長	山 本 丈 夫	○	○
税 務 出 納 課 長	中 島 隆 行	○	○
消 防 長	川 下 清	○	○
教 育 次 長	永 井 孝 一	○	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	清 野 勝 吉	○	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	高 橋 良	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	2 定	
		6.15	6.17
議 会 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○
書 記	三 上 美 知 子	○	○